

理 由 書

生産緑地地区に関する都市計画は、市街化区域内において適正に管理されている農地を計画的かつ永続的に保全するため、平成4年に当初決定し、これまで追加指定等の変更を行ってきたところです。平成31年3月には、生産緑地地区の指定面積の要件を「300平方メートル」に引下げる「平塚市生産緑地地区の区域の規模に関する条例」を制定し、さらなる都市農地の保全、活用に努めているところです。

今回、生産緑地地区の主たる農業従事者の死亡により、生産緑地法第10条に基づく買取りの申出がなされ、その申出の日から起算して、三月以内に当該生産緑地地区の所有権の移転が行われず、生産緑地地区内における行為の制限が解除された地区、行為の制限解除により区域が縮小された地区、及び追加指定の申出のあった地区について、本案のとおり変更するものです。